

# NPOヤマビルプロジェクト規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会の名称は、NPOヤマビルプロジェクトという。

(事務所)

第2条 本会は、主たる所在地を秋田県秋田市金足追分字海老穴102番地4に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、ヤマビルによる吸血被害から農林業従事者、登山者、ハイカーなどを守るとともに、ヤマビルの生息地拡大を防ぐことで、里山の環境保全に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 環境の保全を図る活動
- (2) 地域安全活動

(事業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  - 1 ヤマビルに関する啓蒙活動
    - ・看板の設置
    - ・出前授業
    - ・資料の配布
    - ・忌避剤・ヤマビル除けの提供
  - 2 地域の環境整備

## 第3章 会員

(入会)

第6条 1 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、代表が別に定める入会申込書により、代表に申し込むものとし、代表は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 代表は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第7条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第8条 会員は、代表が別に定める退会届を代表に提出して、任意に退会することがで

きる。

(除名)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この規約等に違反したとき。

(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第10条 その他の抛出金品は、返還しない。

## 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第11条 本会に次の役員を置く。

(1) 代表 1人

(2) 副代表 1人

(3) 監事 1人

(選任等)

第12条 代表及び監事は、総会において選任する。

2 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

3 監事は、代表を兼ねることができない。

(職務)

第13条 代表は、本会を代表し、その活動を総理する。

2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるとき又は代表が欠けたときは、その職務を代行する。

3 代表は、総会を構成し、この規約の定め及び総会の議決に基づき、本会の活動を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 本会の活動執行の状況を監査すること。

(2) 本会の財産の状況を監査すること。

(3) 役員が活動執行の状況又は本会の財産の状況について、役員に意見を述べ、若しくは総会の招集を請求すること。

(任期等)

第14条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第15条 役員のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなけ

ればならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

## 第5章 総会

(種別)

第17条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第18条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第19条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 規約の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 活動計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 活動報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任及び職務
- (7) その他運営に関する重要事項

(開催)

第20条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 役員会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(招集)

第21条 総会は、代表が招集する。

2 代表は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から60日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも2日前までに通知しなければならない。

(議長)

第22条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(定足数)

第23条 総会は、会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第24条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この規約に規定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第25条 各会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2

号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第26条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第6章 役員会

(構成)

第27条 役員会は、役員をもって構成する。

(権能)

第28条 役員会は、この規約で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(4) その他運営に関する重要事項

(開催)

第29条 役員会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 代表が必要と認めたとき。

(2) 役員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(招集)

第30条 役員会は、代表が招集する。

2 代表は、第29条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から60日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも2日前までに通知しなければならない。

(議長)

第31条 役員会の議長は、代表がこれに当たる。

(議決)

第32条 役員会における議決事項は、第30条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 役員会の議事は、役員総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第33条 各役員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため役員会に出席できない役員は、あらかじめ通知された事

項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した役員は、第34条第1項第2号の適用については、役員会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第34条 役員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 役員総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第35条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 寄付金品

(2) 活動に伴う収入

(3) その他の収入

(資産の管理)

第36条 本会の資産は、代表が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

(事業計画及び予算)

第37条 本会の活動計画及びこれに伴う収支予算は、代表または副代表が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第38条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表は、役員会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第39条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、役員会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第40条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第41条 本会の活動報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎活動年度終了後、速やかに、代表または副代表が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次活動年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第42条 本会の活動年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第43条 予算をもって定めるもののほか、新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 規約の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第44条 本会が規約を変更しようとするときは、総会に出席した会員の3分の2以上の多数による議決を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る活動の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地
- (5) 会員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の数に係るものを除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の活動を行う場合における、その種類その他当該その他の活動に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るもの事項に限る)
- (10) 規約の変更に関する事項

第45条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 会員の欠亡
- (4) 合併

2 前項第1号の事由により本会が解散するときは、会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第46条 本会が解散(合併による解散を除く。)したときに残存する財産は、解散総会で議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第47条 本会が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を得なければならない。

## 第9章 雑則

(細則)

第48条 この規約の施行について必要な細則は、役員会の議決を経て、代表がこれを定める。

附 則

- 1 この規約は、本会の成立(設立)の日、平成24年4月1日から施行する。
- 2 本会の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表 田 中 大 介

副代表 加藤 愛 咲

監事 寺谷 隆 志

3 本会の設立当初の役員の任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成27年3月31日までとする。

4 本会の設立当初の活動計画及び収支予算は、第37条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 本会の設立当初の活動年度は、第42条の規定にかかわらず、成立の日から平成28年3月31日までとする。

上記、規約の記載内容について事実と相違ないことを証明します。

NPOヤマビルプロジェクト代表

田 中 大 介

NPOヤマビルプロジェクト 会員名簿

- 田中大介
- 加藤愛咲
- 寺谷隆志
- 大石一博
- 伊藤耕生
- 夏目由美子
- 平沢隆志
- 上村わこ
- 伊藤絵梨
- 切明畑沙織
- 伊藤絵梨
- 越中谷灯里
- 伊藤慶
- 鎌田千華子
- 伊藤楓
- 工藤彩
- 岩崎郁子
- 木村哲也
- 田中淑子